



湖 議 第 2 5 号  
令 和 5 年 2 月 1 7 日

湖西市議会議長  
馬場 衛 様

福祉教育委員会  
委員長 吉田 建二



## 福 祉 教 育 委 員 会 中 間 報 告 書

本委員会で調査した件につき、会議規則第 45 条第 2 項の規定により報告します。

# 福祉教育委員会

## 活動報告

<主な研究テーマ>

インクルーシブ教育の推進について

- ・ 学校施設におけるエレベーターの設置
- ・ 小中学校における特別支援教育の推進

## 目次

1	はじめに（背景・経緯）	1
	Ⅰ インクルーシブ教育とは	2
	Ⅱ 福祉教育委員会としての着眼点	3
2	現状と課題（調査研究のまとめ）	4
	Ⅰ 学校施設におけるエレベーターの設置	4
	Ⅱ 小中学校における特別支援教育の推進	10
	特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出	14
	Ⅲ まとめ	15
3	提言	16
4	その他注視事項	17
	学校教育施設の適正化	17
	学校給食施設の整備	18
	市立湖西病院の経営改善	18
5	活動の経過	21

# 1 はじめに（背景・経緯）

文部科学省による令和3年11月11日付けの「学校施設におけるバリアフリー化のための方策等について」の通知において、「学校設置者は、公立小中学校等施設における令和7年度末までに緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標の達成に向け取組の加速をお願いする」とあり、学校施設におけるバリアフリー化については、国からもその対応を求められているところであります。

湖西市においては、令和3年度に肢体が不自由な児童のための特別支援学級が白須賀小学校に開設されたほか、市内の他の小学校においても、移動が困難であり、エレベーターを必要としている児童が在籍している状況であります。エレベーターが設置されている学校は2校のみであり、バリアフリー化が進んでいない状況にあります。

また、少子化が進行している状況であるにもかかわらず、全国的に小中学校の特別支援学級在籍の児童生徒の増加傾向が顕著となっており、当市においても同様の状況であります。また、通常学級に在籍しているものの、特別な支援を必要とする児童生徒も年々増加傾向にあります。

特別支援教育の推進については、平成19年の文部科学省の通達によりその重要性が述べられているところでありますが、支援を必要とする児童生徒が年々増加傾向となっている中、さらにその重要性が増しています。

障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるよう条件整備をすることが求められている中、インクルーシブ教育のより一層の推進が必要となります。

そこで、令和3年度より当委員会は、インクルーシブ教育の推進という観点から、学校施設のエレベーター設置及び小中学校における特別支援教育の推進について調査研究をしてきたところであります。

加えて、学校教育施設の適正化、学校給食施設の整備及び湖西病院の経営改善についても調査研究をしたので併せて報告いたします。

## I インクルーシブ教育とは

○障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

○共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

○基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(引用：文部科学省のホームページ)

システム構築のため、**特別支援教育を着実に進めていく必要がある**

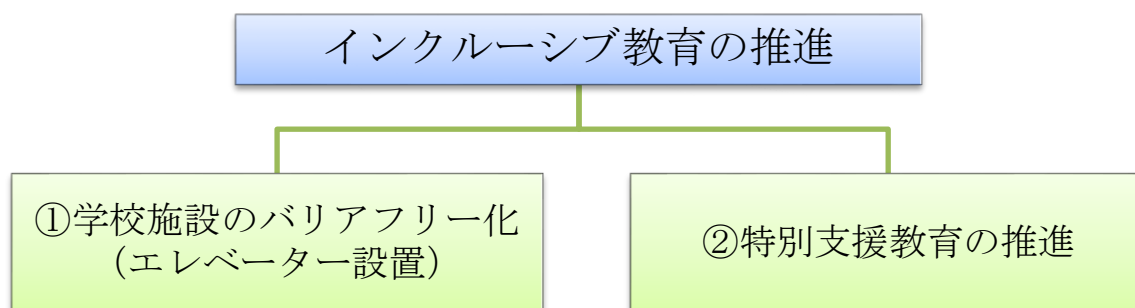
障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要

共生社会の形成

## Ⅱ 福祉教育委員会としての着眼点

インクルーシブ教育の推進に当たっては、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。また、肢体不自由などにより円滑な移動が困難な児童生徒については、合理的配慮が必要である。

以上のことから、当市におけるインクルーシブ教育の推進に向けて、主に次の2つの点について調査研究を進めてきた。



### <主な取組事項>

年月日	取組事項	概要
R3. 12. 20	インクルーシブ教育の推進に関する議員研修	障害者差別をなくすための法的な枠組み、特別支援教育とインクルーシブ教育システム、合理的配慮など、インクルーシブ教育に関する見識を深める外部講師による研修を実施
R3. 12. 23	先進地オンライン視察	学校施設のエレベーター設置に関する方針や基準等を確認するため、先進地視察を実施 (視察先：千葉市教育委員会学校施設課)
R4. 6. 23	白須賀小学校現地視察	令和3年4月に開設された肢体不自由学級を含む特別支援学級の状況を確認するため、現地視察及び校長との意見交換を実施
R4. 9. 28	特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書を国に提出	1学級を8人とする現在の学級編制標準の改善を求める意見書の提出に関する議案を令和4年9月定例会に上程し、可決の上、湖西市議会として国に提出

## 2 現状と課題(調査研究のまとめ)

### I 学校施設におけるエレベーターの設置

#### 文部科学省が掲げるバリアフリー化に関する整備目標

学校施設のバリアフリー化については、「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）（令和2年12月25日付2文科施第347号）」及び「公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について（通知）（令和2年12月25日付2文科施第348号）」において、着実かつ迅速に進めるよう求められている。

また、文部科学省による令和3年11月11日付けの「学校施設におけるバリアフリー化のための方策等について」の通知において、「学校設置者は、公立小中学校等施設における令和7年度末までに緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標の達成に向け取組の加速をお願いする」とあることから、学校施設におけるバリアフリー化については、迅速に対応すべき事項である。

#### ＜バリアフリー化に関する令和7年度末までの国の整備目標と湖西市の状況＞

国の整備目標	湖西市の状況（R4.6の一般質問答弁から）
車椅子利用者用トイレについて、避難所に指定されている全ての学校に整備する。	「車椅子利用者用トイレ」が整備されていない学校は新居小1校で、本年度設計を行い、令和5年度に整備予定。
スロープ等による段差の解消について、全ての学校に整備する。	「スロープなどによる段差解消」について、校舎の外から校舎に入る部分では11校全て整備済。校舎内は岡崎中1校のみ整備済。
エレベーター※1について、要配慮児童生徒等※2が在籍する全ての学校に整備する。	岡崎中と湖西中に設置済。現在整備されていない学校施設のバリアフリー化については、大規模改修や学校再編に合わせて順次進めていく。

※1 バリアフリー法施行令の国土交通大臣が定める構造の昇降機を含む。

※2 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員をいう。

## 【現状 1】エレベーターの設置方針が定まっていない

湖西市においては、学校施設におけるエレベーターの設置方針が定まっておらず、市内小中学校のエレベーター設置率は、11校中2校（18%）と、低い状況にある。

### (1) 先進地視察から（R3.12.23\_千葉市教育委員会学校施設課）

学校施設のエレベーター設置に関する方針、基準等の参考とするため、学校施設のエレベーター設置に積極的に取り組んでいる千葉市教育委員会事務局教育総務部学校施設課とオンラインによる意見交換を行った。

#### ア 千葉市と湖西市との比較

	千葉市				湖西市						
方針	平成15年のハートビル法の改正に伴い、平成16年第4回定例会時に市長が答弁した「既存校へのエレベーターの計画的な導入」に基づき、優先度の高い学校からエレベーターを設置する方針とした。				方針なし。						
設置状況 (R3.4.1)		学校数	設置済	割合	岡崎中学校（南校舎） ⇒ 新設時に設置 湖西中学校（南校舎） ⇒ 「湖西中学校南校舎耐震補強及び大規模改修事業」に併せ設置						
	小学校	108	45	42%							
	中学校	54	29	54%							
	高等学校	2	1	50%							
	特別支援学校	3	3	100%							
	合計	167	78	47%							
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校数</th> <th>設置済</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>2</td> <td>18%</td> </tr> </tbody> </table>	学校数	設置済	割合	11	2	18%
学校数	設置済	割合									
11	2	18%									
対象者の把握等	毎年5月頃「肢体不自由児調査」を実施し対象者を把握				年3回開催の「就学支援委員会」で対象者を把握						



	千葉市	湖西市
対象者把握後の流れ	次の基準に基づき設置校を選定し、予算要望 ＜設置優先度基準＞ ① 車椅子利用者在籍 ② 階段昇降機又は介助が必要 ③ 校舎棟の耐震性確保 ④ 安全な設置場所確保	白須賀小学校への入学を推奨（R3.4 肢体不自由学級設置） ⇒階段昇降車配備、廊下への手すり、教室段差解消済（引き戸→アコーディオンドア）
設置条件	次の児童・生徒が在籍あるいは入学予定であること。 『車椅子を利用又は同程度の障害を有し移動に困難を伴う者』	
財源内訳	○国費（学校施設環境改善交付金） ・障害児等対策施設整備工事（エレベーター、スロープ等） ⇒ 事業費の 1/2 ・法令等に適合させるための工事 ⇒ 事業費の 1/3 ※エレベーター棟を増築する際に、法令基準または条例を満たしていない既存部分を法令に適合するよう改修する工事を併せて行う。 ○市債 ・学校教育施設等整備事業債 75% ・緊急防災・減災事業債 100% ○一般財源 国費や市債を充当することで、一般会計からの持ち出しを抑える。	平成 22 年度の「湖西中学校南校舎耐震補強及び大規模改修事業」の中で、南校舎にエレベーターを設置 【事業費総額】 212,337 千円 （うち国庫補助） 203,582 千円 ※市債はなし
事業実施サイクル	初年度	設置希望校調査、設置校決定
	翌年度	実施設計、予算要求
	翌々年度	設置工事、使用開始
その他	令和 3 年度一般会計予算における教育費の割合 14.7%（688 億円）	同左 8.3%（約 18 億）

## イ 委員所感

○インクルーシブ教育・防災の観点からも、一刻も早い合理的配慮として、エレベーター設置の推進を望む。

○千葉市の「要望があれば設置に向け取り組んでいくという方針」については、「障害者権利条約」、「障害者差別解消法」の合理的配慮を深く理解した上での積極的な取組であると感じた。

○湖西市において全ての学校へのバリアフリー化は困難であるが、市内のどこかの小中学校で完全バリアフリー化を進めてはどうか。

○設置に関する財源内訳も国費や市債を充当することで、一般会計からの持ち出しを抑えている。湖西市でもエレベーター設置の導入が進むことを望む。

### 【現状 2】 肢体不自由学級設置校にエレベーター未設置

令和3年4月に肢体不自由な児童のための特別支援学級（肢体不自由学級）が白須賀小学校に設置されたところであるが、エレベーターが設置されておらず、対象児童が階段を昇り降りする際には、階段昇降車を使用している状況であった。

#### <令和7年度末までの国の整備目標>

要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校にエレベーターを整備する。

### (2) 白須賀小学校現地視察から (R4. 6. 23)

市内唯一の「肢体不自由学級」の現状を確認するため、白須賀小学校の現地視察を行った。

#### ア 在籍児童等の状況

○肢体不自由学級在籍児童数：4名

○上記の児童のうち1名については、自力で階段を昇り降りすることができないため、支援員等が操作を行う「階段昇降車」を使用

## イ 階段昇降車、教室等の状況



### ▲階段昇降車使用時の様子

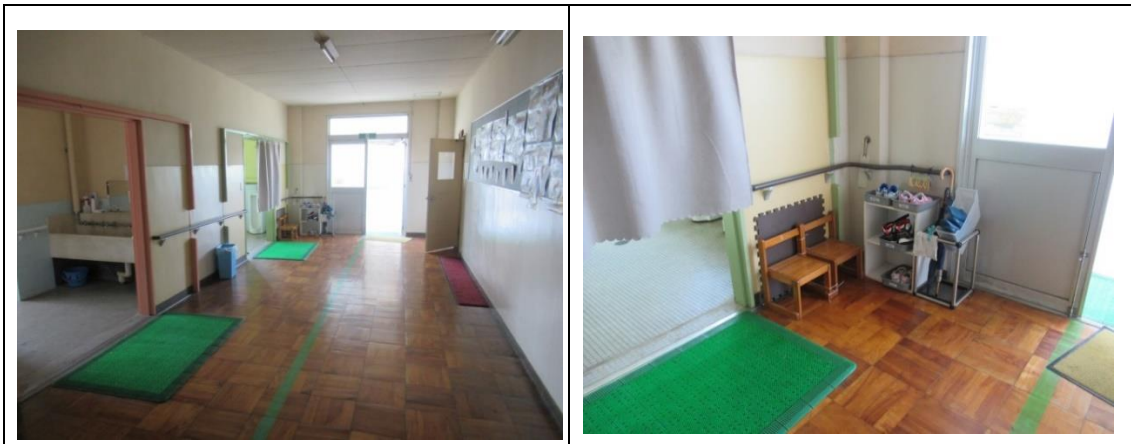
○写真撮影時は3階の図書室から1階の肢体不自由学級への移動の際に使用  
⇒使用の際は、1名の教員と1名の支援員が付き添う。担任以外の教員でも操作が可能。移動には相当の時間を要する。

○階段昇降車使用時には、通常の使用が制限される。使用時には「このかいだんはつかえませんが、ほかのかいだんをつかきましょう」という注意看板を掲示し、他の児童が使用できないよう配慮

通常学級における肢体不自由学級児童用の机と椅子（常時設置） ▶

○通常学級の児童と一緒に学習する際は、通常学級の教室に移動することとなる。1年生の通常学級の教室は1階にあるため、階段の昇り降りが不要であるが、2年生の通常学級の教室は2階にあるため、移動に時間を要することとなる。





▲肢体不自由学級児童の送迎場所から直結した入口

○雨天時でも雨に濡れないよう、送迎場所の屋外には屋根が設置。

○対象児童が靴を履きやすいよう、椅子を設置。（廃園となった保育園の椅子を活用）

○入口から教室までは手すりが設置されている。（途中手すりが途切れる箇所もあり）



▲学校入口廊下から教室までの様子

○教室の2か所の出入口のうち1か所を上記のとおりバリアフリー化。

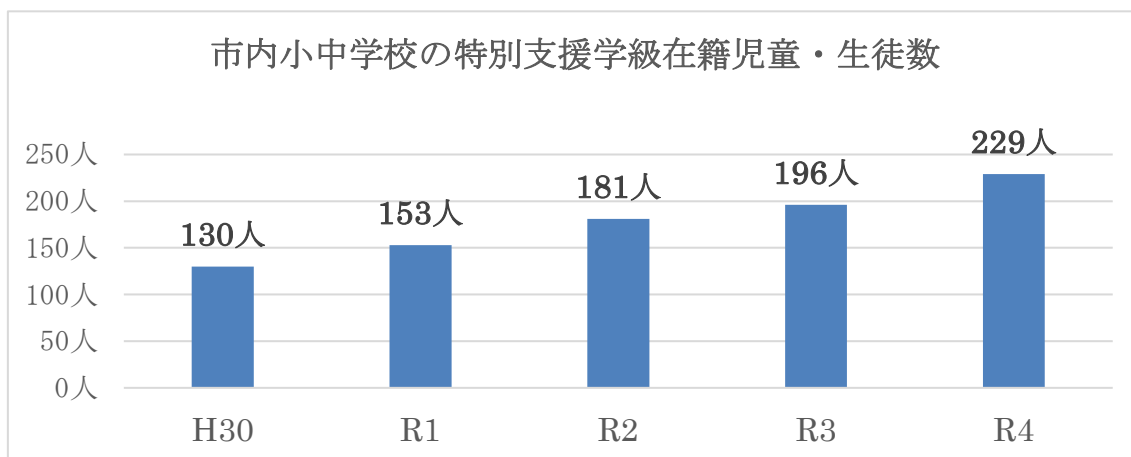
## ウ 課題

- ① 階段の昇り降りに相当の時間を要する。また、階段昇降車の使用に当たっては、児童1人に対し支援員等1名が必須であり、人員の確保も必要となる。
- ② 元々が肢体不自由学級用の校舎ではないため、手すりが無い箇所や校舎内に段差もあり、完全なバリアフリー化とは言い難い。

## Ⅱ 小中学校における特別支援教育の推進

### 【現状 1】 特別支援学級の児童生徒数等の増加

- 全国的に特別支援学級の児童生徒数は増加傾向であり、湖西市においても同様の傾向である。
- 通常学級においても比較的軽度な発達障害を抱え、個別の支援を必要とする児童生徒が年々増加している。



### 【現状 2】 湖西市における特別支援教育推進事業（支援員の配置）

学校における生活や学習上の困難を改善・克服するために通常学級及び特別支援学級に特別支援教育支援員を配置し、個に応じた支援を行っている。

#### <特別支援学級の概要>

項目	内容		
学級の種類	知的学級	自閉症・情緒学級	肢体不自由学級
定員等	各学級の定員は8名で、学年による区分はない。		
支援員	必要に応じて教員に加え、支援員を配置（7名以上の学級には、県の支援員が配置される。）		

## 白須賀小学校現地視察から（R4.6.23）

特別支援学級の現状を確認するため、白須賀小学校の現地視察を行った。

### ア 白須賀小学校における各支援学級の児童数・支援員等の状況

	児童数						教員・支援員		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	教員	支援員 (県)	支援員 (市)
知的	2名	2名		1名	1名	2名	1名	1名※	1名
自閉症 ・情緒	2名			1名		1名	1名	※	1名
肢体	2名	2名					1名		2名

※知的学級の県支援員が状況に応じて、自閉症・情緒学級の応援に入ることもある。

### イ 教室等の状況



▲知的学級（左側）、自閉症・情緒学級（右側）

<学校現場の声>

自閉・情緒学級の子は、周りが気になる。真ん中で開け閉めができ、教室をうまく仕切れるパーテーションが必要。

## ウ 特別支援学級の状況等

項 目	状況、現場の声等
知的学級	<p>○5 学年にわたっており、学年に応じた学習内容で授業を進めていくことが大変。特に国語、算数は担任が全てを教えているので、支援員を含め常に3 人いないと対応できない。</p> <p>○一番大事にしていることは将来自立して生活できるようにすること。学習以外でも自分のことは自分できるようにするような指導をしている。</p>
自閉症・情緒学級	<p>○常に見守りが必要であるが、特に通常学級と一緒に活動するときは大人がしっかりと目を配らなければならない。</p> <p>○国の定数の基準だと児童8 名までは教員が1 名であるが、現状は4 名の児童に対して教員1 名、支援員2 名（常には1 名）の最大3 名で対応している。国の基準の半数の児童数ではあるが、色々なことに時間がかかるし、専門性も必要であるため大変な状況である。</p>
肢体不自由学級	<p>○4 名それぞれからだの不自由度が違うため、一人ひとりの安全に気を配らないといけない。</p> <p>○1 年生だと自分のからだがどこまで動くのかが分からない。ここまでは大丈夫ということも教えていかなければならない。</p> <p>○階段昇降機を使うと移動に相当な時間がかかる。安全を第一に自分の力で移動するというのも考えると授業時間が減ってしまう。</p> <p>○元々が肢体不自由学級用の校舎ではないので、手すりを持って歩くよう指導をしているが、何も無いところでも転んでしまうこともあるので、怪我にはとても気を使う。</p>

項 目	状況、現場の声等
支援員の人数等	<p>○異なる学年が一つの教室で学習しているが、その教室の中だけで活動しては、社会性やコミュニケーション能力が身に付かないので、インクルーシブ教育の観点からも必ず通常学級との交流を図るようにしている。行事や、できる教科（総合的な学習、生活家庭など）、水泳などは一緒に活動するようにしている。</p> <p>○時間割の都合上、学年によって通常学級との交流の時間が一定ではないため、通常学級に支援員が付いていくと特別支援学級の支援員が足りない状況というのが出てくる。子どもの成長を考えると通常学級との交流をやめしまうと自立につながっていかない。交流や多くの人とのコミュニケーションは大事にしていきたい。</p>
学級編制標準	<p>○肢体不自由学級においても1クラスの定員が8名であるが、現在の4名が限界だと考える。国に対しては、定数の見直しに関する要望をしているところである。</p> <p>○1学級の人数が7名以上であれば、県の負担による支援員が配置されるが、そうでない学級には市の負担で支援員を配置している状況である。</p>

## エ 委員所感

○国の基準では8名の児童に対して教員は1名であるが、現状は4名の児童に対して教員1名と支援員2名の最大3名で指導している。国の基準の見直しを含めて検討・研究していただくように、関係機関に現状を訴えていくことが重要だと感じた。

○それぞれの学級には学年の異なる児童が在籍すること、また、特性や身体の不自由も異なるため、児童の個性に合わせた学習（教科）指導や配慮が必要であることから教員・支援員の不足が感じられ、それぞれ増員の必要があると考える。



## 特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出

白須賀小学校の現地視察を行った中で、教員及び支援員の不足が感じられ、1学級8人とする現在の学級編制標準が大変厳しいものであるということが委員共通の認識であったため、令和4年9月定例会に福祉教育委員会として議案の上程を行い、令和4年9月28日付けで次のとおり国に対して意見書を提出した。

### 義務教育における特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書

全国的に小中学校の特別支援学級在籍の児童生徒の増加傾向が顕著となっている。

令和3年度の学校基本調査によると小中学校合わせて32万6,458人であり、平成23年度比で約2.1倍である。

在籍する児童生徒は、障害の程度や特性が多様であることに加え、一つの学級に小学校は1年生から6年生まで、中学校は1年生から3年生までが在籍していることから、学年差にも応じた指導が必要である。担当教員に加え、特別支援教育支援員等を配置し、適切な指導ができるよう配慮しているところであるが、1学級を8人とする現在の学級編制標準では、担当教員の負担が大きく、また、厳しい財政状況であるため、十分な支援員の配置をすることに苦慮しているのが現状である。

特に、肢体不自由学級については、地震、大雨等の自然災害など、不測の事態が発生した場合に、8人全員の安全を確保しつつ、迅速な避難を行うことは非常に困難である。

このような状況を踏まえ、特別支援学級の児童生徒の十分な学びの環境を保障するためには、平成5年の第6次定数改善以降変更がない学級編制標準の早期改善が必要である。

よって、国においては、特別支援学級のさらなる少人数化に向けて、学級編制標準を速やかに改善するよう強く要請する。

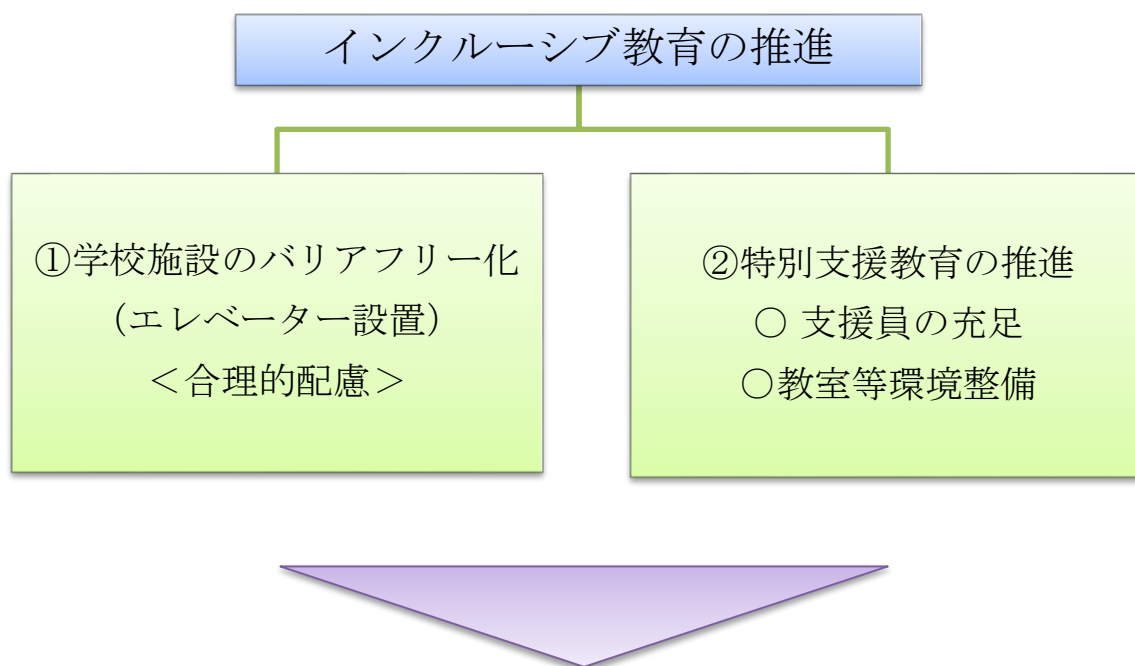
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

静岡県湖西市議会

(宛先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣  
総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

### Ⅲ まとめ



これまで以上に特別支援学級と通常学級との間でそれぞれの交流及び共同学習を充実させることで、障害のある子、ない子双方にとって次のような効果が期待される。

障害のある子	社会性やコミュニケーション能力が身につき、将来的な自立につながる。
障害のない子	共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。

### 3 提言

#### 【提言 1】 学校施設におけるエレベーターの設置について

肢体不自由等、移動を困難とする児童又は生徒が、人的サポートを受けることなく円滑な移動ができるよう、また、充実した学校生活を送ることができるよう、次のとおり学校施設におけるエレベーターの設置に向けて積極的に取り組むこと。

文部科学省の指針等にもあるように、努力目標ではあるものの、要配慮児童生徒等（円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員）が在籍する全ての学校にエレベーターを整備するという目標が掲げられていることを鑑み、大規模改修に合わせるのではなく、該当する学校へ早期に設置するための方針の策定を求める。

- ① 次に掲げる事項を記載した「エレベーター設置方針」を策定すること。
  - ア 肢体不自由等、移動を困難とする児童又は生徒が在籍又は入学する学校に優先してエレベーターを設置するという基本方針
  - イ 設置校の選定基準、選定方法
  - ウ 設置校の選定、予算要望から設置完了までの整備事業計画
- ② 肢体不自由の特別支援学級を設置している白須賀小学校については、早期にエレベーターを設置すること。

#### 【提言 2】 小中学校における特別支援教育の推進について

障害のある児童生徒が学校における生活や学習上の困難を改善、克服し、将来的な自立や社会参加に向けた主体的な取組ができるよう、次の点に配慮すること。

- ① 現場の教諭、支援員等に過度な負担が掛かかることなく、通常学級及び特別支援学級において支援を必要とする児童生徒に対し十分な支援を行い、障害のある子とない子が一緒に学ぶことができる環境を確保するため、特別支援教育支援員については、それぞれの学級の状況に合わせた配置に努めること。
- ② 特別支援学級の学習環境の向上のため、教室の備品整備等に係る十分な予算を確保すること。
- ③ 特別支援学級肢体不自由学級については、現状、白須賀小学校のみであるが、保護者の送迎の負担軽減等も考慮し、学校施設の適正配置の検討と併せて、設置場所等を再度検討すること。

## 4 その他注視事項

### 学校教育施設の適正化

「湖西市立教育施設適正化検討委員会の会議」及び「これからの小中学校についての意見交換会の傍聴」に加え、教育委員会（学校教育課）からの定期的な報告を求め、状況の把握に努めた。学校教育施設の適正化については、今後も注視していく必要がある。

#### <委員所感>

- 地域が懸念するのは通学手段。浜松市の山間部ではデマンドタクシー、スクールバスで対応しているようである。北部地区は広域な通学になることが予想されるため、統廃合の検討に当たっては十分留意する必要がある。
- 廃校となった場合の学校施設の利活用についても統廃合と併せて検討をしていく必要がある。（R4.1.24に開催した議会報告会の参加者からも廃校となった学校を活用し、湖西市民だけでなく、全国の人が利用できるような施設として自分の母校が残っていくような検討をしてもらいたいという意見があった。）
- 財源ではなく子どもたちのことを中心に考えてもらいたい。
- 子どもたちにとって、どういう教育環境がいいのかというところが一番重要である。
- 地域住民の理解を得ることが重要である。まずは提言の内容を理解してもらうことが大事。

## 学校給食施設の整備

学校給食施設の整備について、教育委員会（学校教育課）からの定期的な報告を求め、状況の把握に努めた。学校給食施設の整備については、今後も注視していく必要がある。

### <委員所感>

○付帯事業として学校給食の提供以外の業務を行い、施設の有効活用ができるよう検討をしてもらいたい。

○地産地消の推進をお願いしたい。和泉市は、産業の育成のために低農薬野菜を学校給食に地産地消として提供しており、学校の給食が安心安全だという理由で若い世代が移り住んできたという事例がある。4,000食を地産地消で絶えず供給することは難しい部分はあると思うが、検討してもらいたい。

○PFIの仕様書において「地元企業を1社以上含めること」とあった。できるだけ多くの地元事業者が参加できるような事業になるよう努めて欲しい。

## 市立湖西病院の経営改善

平成31年2月20日付の福祉教育委員会中間報告書において、市立湖西病院の経営改善に関する提言を行っていることから、当該提言に対する進捗状況等を確認すべく、令和4年12月19日に病院に対して当該提言に対する進捗状況等の報告を求めた。

### <平成31年2月20日付の福祉教育委員会中間報告書（提言部分抜粋）>

- ① 病院は、赤字を減らすための事業改善項目と目標を明確に示すこと。
- ② 市と病院は、一般会計からの繰出金を早期に地方公営企業法の規定に定める算定基準内に収める努力をすること。
- ③ 市と病院は、湖西病院が近隣自治体病院、民間病院、診療所等と連携して運営（経営）するために機能分担する協議を行い、湖西市の地域包括ケアシステムで担う役割・方針を明確にすること。
- ④ 病院は、地域包括ケア病棟、総合診療科、訪問看護ステーション等在宅医療を支える機能を整備し、市民が自宅で自分らしく療養できる医療を提供すること。

## 提言に対する進捗状況等

### <経営改善に関する病院の主な取組事項>

	取組項目	取組内容												
①	眼科の白内障手術開始	平成30年6月、眼科の派遣医による白内障手術を開始。												
②	不採算外来診療科休止	ニーズが少なく、不採算であった心臓血管外科及び呼吸器外科の専門外来を休止。												
③	地域包括ケア病床開設	令和元年6月、軽度な治療、介護ケア、リハビリなどが受けられる地域包括ケア病床を10床開設（5床室2部屋）。令和3年7月に個室1床を追加し、合計11床に増床。												
④	地域連携外来の開設	令和元年9月、市内診療所との連携を図り、回復期の患者の入院療養の受け入れをスムーズにするため、地域連携外来を開設。												
⑤	戦略監の招へい	平成31年4月、経営改革を促進するため、経営感覚の優れた民間病院の職員を経営戦略監として招へい。 令和3年4月、健診センターの効率的な運営を推進するため、実務戦略監を招へい。												
⑥	新規診療報酬施設基準の届出	看護体制を10対1から7対1に変更し、入院基本料をIに引き上げるなど、新規診療報酬施設基準の届出 <table border="1" data-bbox="491 1312 1350 1512"> <thead> <tr> <th>届出</th> <th>施設基準名</th> <th>効果(増収/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1.6</td> <td>脳疾患リハビリテーション料Ⅱ</td> <td>9,700千円</td> </tr> <tr> <td>R2.1</td> <td>検体管理加算Ⅰ・Ⅱ</td> <td>10,500千円</td> </tr> <tr> <td>R3.8</td> <td>入院基本料Ⅰ</td> <td>35,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	届出	施設基準名	効果(増収/年)	R1.6	脳疾患リハビリテーション料Ⅱ	9,700千円	R2.1	検体管理加算Ⅰ・Ⅱ	10,500千円	R3.8	入院基本料Ⅰ	35,000千円
届出	施設基準名	効果(増収/年)												
R1.6	脳疾患リハビリテーション料Ⅱ	9,700千円												
R2.1	検体管理加算Ⅰ・Ⅱ	10,500千円												
R3.8	入院基本料Ⅰ	35,000千円												
⑦	経費の削減（委託料見直し）	委託業者との価格交渉や、清掃業務については使用頻度が低いところの清掃回数を減らすなど仕様書の見直しによる経費節減。												

## ＜持続可能な地域医療提供体制の構築に向けての取り組み＞

持続可能な地域医療提供体制を構築するため、総合診療医を中心とした地域密着型医療機関の実現に向けた取り組みを進めている。

○総合診療医の招へい ○在宅医療の強化（訪問診療の充実等） ○救急医療、健診センター機能、かかりつけ医機能の充実	
○市内医療機関との連携	○市外医療機関との連携
市立湖西病院、浜名病院、浜名医師会、市内各クリニック、消防本部、湖西市が連携して、チーム湖西として市内医療連携体制の強化を目指す。 ＜連携事項＞ ①救急医療体制の構築 ②各医療機関の役割分担の明確化 ③病院間の医療従事者の受け入れ体制の構築 ④定期的な打合せによる連携強化	湖西市（市立湖西病院）と浜松市（浜松医療センター）は、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、令和4年11月25日に連携協定を締結 ＜連携事項＞ ①病院間の機能分化 ➡高度急性期医療患者と回復期・リハビリ患者の相互受け入れ ②医療従事者の派遣等 ➡外来診療医や研修医の派遣、助産師派遣による妊産婦健診機能の充実 ③看護師の確保・育成 ➡浜松市立看護専門学校との連携

## 委員所感

提言に対する進捗状況等の報告を受け、病院事業管理者等との意見交換を行った中での委員の主な所感は次のとおりである。

- 令和5年度に新たな「市立湖西病院経営強化プラン」の策定が予定されていることから、引き続き湖西病院の経営改善については注視をしていく必要がある。
- 経営改善に取り組み、努力された実績は評価したいが、その結果どのような成果が得られたかを具体的に数値(患者数、収益額等)などで示していただきたい。
- 一般会計からの繰出金の削減、特に営業助成の削減に向けて令和5年度に策定予定の「市立湖西病院経営強化プラン」において具体的な目標を設定していただきたい。
- 地域包括ケア病床は開設されているが、地域包括ケア病棟の開設に向けて取り組んでいただきたい。
- 令和3年度に実施した劣化診断結果に基づく湖西病院の施設整備については、マーケットの状況と湖西市の財政状況を鑑み慎重に検討を進めていただきたい。
- 急性期の治療を終えたすぐに自宅へ復帰するには不安がある方を対象に、引き続き治療とリハビリテーションを行い、早期の在宅復帰・日常生活への復帰ができるような医療体制を構築していただきたい。
- 経営改善と併せ、総合診療医を中心とした地域密着型医療機関の実現に向けた取り組みについて、市民のニーズ、マーケットをどのように把握して事業展開して行くのか引き続き注視していく必要がある。

## 5 活動の経過

開催日	内容
令和3年6月24日	令和3年度主要事業の確認
令和3年7月19日	令和3年度主要事業の詳細説明（健康福祉部、教育委員会、湖西病院）
令和3年8月3日	調査研究重点目標の選定
令和3年8月16日	重点目標（案）に対する当局からの説明
令和3年9月24日	重点目標等の決定
令和3年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局からの報告事項（学校給食実施方式の検討）</li> <li>・オンラインによる行政視察、インクルーシブ教育の推進に関する研修の実施方法等検討</li> </ul>
令和3年11月12日	当局からの報告事項（学校給食施設整備基本計画）
令和3年12月9日	オンラインによる行政視察、インクルーシブ教育の推進に関する研修の詳細について
令和3年12月20日	インクルーシブ教育の推進に関する議員研修開催 【子どもの発達科学研究所 主任研究員 大須賀優子氏】
令和3年12月23日	先進地オンライン視察実施（学校施設のエレベーター設置に関する方針や基準等の確認）【視察先：千葉市教育委員会学校施設課】
令和4年1月21日	当局からの報告事項（湖西市立学校教育施設適正化検討委員会の経過報告）
令和4年2月10日	中間報告書（案）について
令和4年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局からの説明（特別支援教育推進事業について）</li> <li>・当局からの報告事項（湖西市立学校教育施設適正化検討委員会報告書の概要説明、学校給食施設整備）</li> </ul>
令和4年4月14日	当局からの報告事項について（学校給食センターの建設候補地等）
令和4年6月23日	<p>白須賀小学校現地視察</p> <p>(1) 肢体不自由学級の状況（支援員の支援状況を含む。）</p> <p>(2) 支援員の支援状況</p>



令和4年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白須賀小学校現地視察の振返り</li> <li>・中間報告書（案）について</li> </ul>
令和4年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局からの報告事項（「これからの小中学校についての意見交換会」の状況報告）</li> <li>・国に対する意見書について</li> <li>・中間報告書（案）について</li> </ul>
令和4年9月21日	義務教育における特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出について（本会議への上程について委員会として正式に決定）
令和4年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局からの報告事項（給食センターの建設地）</li> <li>・中間報告書（案）について</li> </ul>
令和4年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局からの報告事項（給食センター、病病連携）</li> <li>・中間報告書（案）について</li> </ul>
令和4年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告書（案）について</li> <li>・湖西病院の経営改善等について</li> </ul>
令和5年1月11日	中間報告書（案）について
令和5年1月23日	中間報告書（案）について

※上記表中、今回の中間報告の内容に該当しない委員会及び勉強会における調査研究等の経過については掲載していない。

#### 福祉教育委員会

委員長	吉田 建二
副委員長	菅沼 淳
委員	二橋 益良
委員	楠 浩幸
委員	福永 桂子
委員	滝本 幸夫